

飯塚市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱

令和3年3月29日

飯塚市告示第76号

(趣旨)

第1条 この告示は、重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を促進することを目的として実施する飯塚市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「支援員」とは、第15条第1項に規定する要件に該当する者をいう。

2 この告示において「支援給付費」とは、第6条に規定するサービス提供費から第16条に規定する費用負担額を控除した費用をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、飯塚市内に居住し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 重度訪問介護利用者若しくはそれに準ずる者
- (2) 入学後に停学その他の処分を受けていない者
- (3) 学修の意欲があり、適切に単位を習得する者

(大学等の要件)

第4条 本事業の対象となる「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学等(大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校及び各種学校)であって、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障がいのある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。
- (2) 大学等において、常時介護を要するような重度の障がい者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。

(事業内容)

第5条 本事業は、第3条の要件に該当する者に対して、事業者から派遣される支援員によって提供される、大学等への通学や学校内の活動(排泄や食事等)における支援に要する費用(以下「サービス提供費」という。)について、毎年度、予算の

範囲内で支援給付費を当該障がい者に支給することにより実施することとする。

(サービス提供の費用)

第6条 サービス提供費は、派遣時間が年間500時間を超える者については、別表第1に定めるとおりとする。

2 派遣時間が年間500時間以内の者については、サービス提供費は別表第2に定めるとおりとする。ただし、この場合のサービス提供費の上限は年間80万円とする。

3 前項に定める者の派遣時間が、年度途中で500時間を超えた場合は、支給開始日に遡って、別表第1のサービス提供費を適用する。

(支給決定)

第7条 この告示の規定により支援給付費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号、様式第2号及び障がいのある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会等の運営規定及び支援計画等を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援給付費の支給の要否並びに支給する場合の支給時間及び支給期間等の決定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 第2項の支給期間は、同項の規定により支援給付費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を行った日から直近の3月末日までとする。

(支給決定の変更)

第8条 前条の規定は、支給決定を受けた者(以下「支給決定障がい者」という。)が現に受けている支給決定の内容について変更を必要とする場合において準用する。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支給決定障がい者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給決定を取り消すことができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 本事業の利用を辞退したとき。

(3) 大学等を卒業し、又は退学したとき。

(4) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(5) 不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、様式第4号により当該取消しに係る支給決定障がい者に対してその旨を通知するものとする。

(届出事項)

第10条 支給決定障がい者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 本事業の利用を辞退するとき。
- (2) 大学等を卒業し、又は退学したとき。
- (3) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 支給決定障がい者の住所、氏名等に変更があったとき。
- (5) 大学等を停学し、又は休学したとき。

(派遣開始の届出)

第11条 支給決定障がい者は、支援員の派遣を開始するときは、支援員の受入れについて大学等から承諾を得るとともに、その旨の証明を受けた様式第5号を市長に提出しなければならない。

(派遣契約)

第12条 支給決定障がい者は、事業者支援員の派遣を依頼するときは、様式第3号を当該事業者に提示し、当該事業者と支援員の派遣について契約を締結しなければならない。

(派遣終了の届出)

第13条 支給決定障がい者は、大学等を卒業、退学、停学又は休学等したときは、速やかに様式第6号を市長に提出しなければならない。

(事業者)

第14条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)上の居宅介護又は重度訪問介護の事業者として福岡県知事等より指定を受けている者であって、第7条第3項の規定により支給決定障がい者に通知されたものを行うものとする。

2 事業者は、大学等を含む関係機関との緊密な連携を図ることにより、支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 事業者は、支給決定障がい者に対して支援員を派遣したときは、支援内容等について支援記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

4 事業者は、支援員が派遣に従事する時間について、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令に従い、適切なものとなるよう留意しなければならない。

(支援員)

第15条 支援員は、事業者に雇用されている者のうち居宅介護又は重度訪問介護に従事しているものであって、当該支給決定障がい者の命の危険回避のための支援を行うことができる者でなければならない。

2 支援員は、派遣に従事する際には大学等の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、支給決定障がい者又は大学等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 支援員は、定められた派遣時間中は、その業務に専念しなければならない。

4 支援員は、派遣時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障を来す行為をしてはならない。

(費用負担)

第16条 支援員の派遣を受けた支給決定障がい者が負担する額(以下「費用負担額」という。)は、別表第1及び別表第2の規定に基づき算定したサービス提供費の額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、生活保護世帯は無料とする。

(領収証の交付)

第17条 事業者は、支給決定障がい者から支援給付費又は費用負担額の支払を受けたときは、当該支給決定障がい者に対して、領収証を発行しなければならない。

(支援給付費の支給)

第18条 市長は、支給決定障がい者が、第7条第2項及び同条第4項の規定により決定された支給期間において、事業者から支援員の派遣を受けたときは、当該支給決定障がい者に対して、当該支援員の派遣に係る支援給付費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給決定障がい者が様式第7号により支援給付費の請求及び受領について事業者に委任したときは、市長は、当該支給決定障がい者に支払うべき支援給付費を当該支給決定障がい者に代わり当該事業者に支払うものとする。

(支払請求)

第19条 支給決定障がい者は、前条第1項の規定により支援給付費の支払を受けようとするときは、支援員の派遣を受けた日の属する月の翌月の末日までに、領収証等支払額が分かる書類、様式第8号、様式第10号及び様式第11号を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により支給決定障がい者が支援給付費の受領を事業者に委任したときは、事業者は支援員の派遣を行った日の属する月の翌月の末日までに様式第7号、様式第8号、様式第9号及び様式第10号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、支援給付費の請求があった場合は、これを審査し適当であると認めるときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

4 事業者は、前条第2項の規定による支払を受けたときは、当該支払に係る支援員の派遣を受けた支給決定障がい者に対して、支援給付費として受領した旨を通知しなければならない。

(費用の返還)

第20条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、当該支援給付費の支給額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

2 市長は、事業者が偽りその他不正の手段により支援給付費の支払を受けたときは、当該事業者に対して、その支払った額につき返還させるものとする。

(秘密の保持)

第21条 事業者の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給決定障がい者及び当該支給決定障がい者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給決定障がい者及び当該支給決定障がい者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(報告等)

第22条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

所要時間	サービス提供費
30分以上1時間未満	800円
1時間以上1時間30分未満	1,600円
1時間30分以上2時間未満	2,400円
2時間以上2時間30分未満	3,200円
2時間30分以上3時間未満	4,000円
以後30分ごとに加算	800円

別表第2(第6条関係)

所要時間	サービス提供費
30分以上1時間未満	1,960円
1時間以上1時間30分未満	3,920円
1時間30分以上2時間未満	5,880円
2時間以上2時間30分未満	7,840円
以後30分ごとに加算	1,960円